

1 自殺対策基本法〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

発令 :平成 18 年 6 月 21 日号外法律第 85 号

最終改正:平成 28 年 3 月 30 日号外法律第 11 号

改正内容:平成 28 年 3 月 30 日号外法律第 11 号[平成 28 年 4 月 1 日]

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条—第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条—第二十二條)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の

状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区

域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

2 宍粟市いのち支える自殺対策推進本部規程

平成30年3月30日訓令第5号

(目的)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の基本理念に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、宍粟市いのち支える自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する計画及び施策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、教育長、市長公室長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業部長、農業委員会事務局長、建設部長、市民局長、総合病院事務部長、会計管理者、教育部長及び議会議務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(関係者の出席等)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提供を求めることができる。

(推進調整会議)

第7条 推進本部には、関係担当者で組織する推進調整会議を置く。

- 2 推進調整会議に、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、自殺対策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日施行する。
(宍粟市自殺予防対策庁内連絡会議規程の廃止)
- 2 宍粟市自殺予防対策庁内連絡会議規程(平成23年宍粟市訓令第11号)を廃止する。

附 則(令和3年3月19日訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

3 宍粟市自殺対策連絡協議会設置要綱

平成24年2月6日告示第4号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、地域における自殺に関する総合対策の推進体制を図り、地域の実情に即した自殺対策の実現に必要な事項を協議するため、宍粟市自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関わる関係機関の連携強化に関すること。
- (3) 自殺対策に対する普及啓発の取組に関すること。
- (4) 自殺対策についての情報収集及び意見交換に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会の委員は、自殺予防担当部長、自殺対策に関わる関係機関の代表者及び有識者で組織する。

- 2 協議会に座長を置き、自殺予防担当部長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、自殺予防担当課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

4 宍粟市自殺対策連絡協議会構成員

構成機関区分	機関名	職名等
保健・医療・福祉関係 機関	一般社団法人 宍粟市医師会	医師
	公立宍粟総合病院	精神科医
	兵庫県龍野健康福祉事務所	地域保健課課長
	宍粟市社会福祉協議会	事務局長
	兵庫県介護支援専門員協会宍粟支部	支部長
	宍粟市健康福祉部	部長
法律関係機関	兵庫県弁護士会	弁護士
警察・消防機関	宍粟警察署	刑事生活安全課
	西はりま消防組合	宍粟消防署
労働関係機関	兵庫県西播磨県民局県民交流室支部県民活動支援課(消費センター)	西播磨県民交流室長
	龍野公共職業安定所	所長
	宍粟市商工会	会長
教育関係機関	宍粟市立中学校会	代表校長
	宍粟市立小学校会	代表校長
地域代表	西播断酒会	会長
	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会	会長

5 宍粟市自殺対策策定の経過

月 日	内 容
令和5年6月26日	第1回宍粟市自殺対策推進調整会議（庁内担当者会議） ※宍粟市の自殺の状況について、令和4年度自殺対策計画に基づく実績確認について、令和5年度自殺対策重点施策について、中間見直しの趣旨、スケジュールの説明
令和5年8月3日	第1回宍粟市自殺対策連絡協議会 ※龍野健康福祉事務所管内の自殺の状況について、宍粟市の自殺の状況について、令和4年度自殺対策計画に基づく実績報告について、令和5年度自殺対策重点施策について、意見交換・情報交換 ※自死関連支援者研修会「自死遺族が直面する法律問題について」
令和5年9月21日	第1回宍粟市いのち支える自殺対策推進本部会議 ※宍粟市の自殺の状況について、令和4年度自殺対策計画に基づく実績確認について、令和5年度自殺対策重点施策について ※宍粟市自殺対策計画（中間見直し）の概要・自殺対策の具体的取組について
令和5年10月11日	文教民生常任委員会 ※宍粟市自殺対策計画（中間見直し）の骨子案・計画の中間見直しの概要について
令和5年10月26日	第2回宍粟市自殺対策推進調整会議 ※宍粟市の自殺の状況について、宍粟市自殺対策計画（中間見直し）計画素案について、計画の中間見直しの概要・自殺対策の具体的取組について
令和5年11月2日	第2回宍粟市自殺対策連絡協議会 ※兵庫県の自殺対策計画（中間見直し）について、宍粟市の自殺の状況について ※宍粟市自殺対策計画（中間見直し）素案について、計画の中間見直しの概要、自殺対策の具体的取組について
令和5年12月4日	第2回宍粟市いのち支える自殺対策推進本部会議 ※宍粟市自殺対策計画（中間見直し）素案について、自殺対策の具体的取組について
令和5年12月6日	文教民生常任委員会 ※宍粟市自殺対策計画（中間見直し）素案について、自殺対策の具体的取組について
令和6年1月9日 ～2月8日	パブリックコメント実施
令和6年3月5日	第3回宍粟市自殺対策推進調整会議 ※報告
令和6年3月	第3回宍粟市自殺対策連絡協議会 ※書面による報告

6 用語解説 (50 音順)

『アルコール依存症』

薬物依存症の一種。長い間、大量にお酒を飲み続けることによって進行し、しだにお酒なしではいられなくなる病気。自分で飲酒管理できなくなり、飲んではいけない時や場所でも飲んで問題を起こしてしまう。精神的にも肉体的にも酒類への依存がみられる状態。

『危機回避能力』

危険を予測・認識し、未然に回避・予防する力

『子育て世代包括支援センター』

妊娠期から子育ての相談・支援等を切れ目なく行うために設けられた機関

『子ども家庭総合支援センター』

全ての子ども及び妊産婦に対し、相談・関係機関との調整を行い、必要な支援を行う機関

『子育て短期支援事業』

保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合、一時的に保護又は養育する制度

『子育て短期支援事業』

保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合、一時的に保護または養育する制度

『産後ケア事業』

母体のケア及び乳幼児のケアや育児の相談を医療機関等において受けられる制度

『産前産後サポート事業』

妊娠中から出産後の母親の身体的安定、心理的安定のための相談、支援、仲間づくりをする事業

『ジェンダー』

社会的・心理的性別を指す

『自己有用感』

他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚

『自己肯定感』

自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意識を肯定できる感情などを意味する

『自殺総合対策推進センター』

平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正を踏まえ、国が地方公共団体に対して、地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化するために設置して厚生労働省の組織(平成 28 年 4 月 1 日自殺予防総合対策センターを改組)

『自殺対策強化月間』

自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の近況的な強化を図るため、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、例年、月別自殺者数の最も多い 3 月を「自殺対策強化月間」と定めている

『自殺予防週間』

自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発する期間。国や地方公共団体が連携して、毎年 9 月 10 日から 1 週間、啓発活動を協力を推進している

『基幹相談支援センター』

基幹相談支援センターは、障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行う

『スクールソーシャルワーカー』

児童・生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職

『ストレスチェック』

ストレスに関する質問票に記入し、それを集計・分析することで自分のストレスがどのような状態にあるか調べる簡単な検査

『生活困窮者自立支援制度』

複合的な課題のある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたる包括的な支援を行う制度

『生活支援コーディネーター』

薬物依存症の一種。長い間、大量にお酒を飲み続けることによって進行し、しだにお酒なしではいられなくなる病気。自分で飲酒管理できなくなり、飲んではいけない時や場所でも飲んで問題を起こしてしまう。精神的にも肉体的にも酒類への依存がみられる状態。

『青少年問題協議会』

青少年の健全育成を目的に関係機関が集まり、青少年の指導、育成、保護及び矯正について、必要な重要事項の調査審議等を行う

『ソーシャルメディア』

誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディアである

『断酒会』

アルコール依存症の人が自発的に飲酒をやめるために、本人や家族などが定期的に集まって体験談を語り合う自助グループ

『認知症カフェ』

認知症の人やその家族、地域の人、医療やケアの専門職などさまざまな人が気軽に集まり、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しんだり、相談ができる場所である

『認知症サポーター』

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと
「認知症サポーター養成講座」を受けた人が、「認知症サポーター」となる

『メンタルヘルス』

精神面における健康のこと

『DV』

家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある異性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む

『SNS』

ソーシャル・ネットワーキングサービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。登録した会員同士がお互いに情報をやりとりできるインターネット上のコミュニケーションツール

『SOGI (ソジ)』

性的指向 (Sexual Orientation)、性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった言葉
性的指向：自分の恋愛や性愛の感情がどの性別に向くか向かないかという要素。
性自認：自分の性別をどのように認識しているかという要素。